

平成 28 年 3 月 11 日

外務省
財務省
経済産業省
金融庁
警察庁

国連安保理決議第 2270 号の実施のための金融関連措置について

我が国は、これまで北朝鮮の核関連計画等に関する国際連合安全保障理事会決議（以下「決議」という。）第 1695 号、第 1718 号、第 1874 号、第 2087 号及び第 2094 号等に基づき、北朝鮮の核関連計画等に対する累次の措置を講じてきた。

今般、北朝鮮による 1 月の核実験及び 2 月の弾道ミサイル発射を受けて採択された決議第 2270 号を踏まえ、金融関連措置を以下のとおり実施することとする。

1. 資産凍結等の措置

我が国は、今般、決議第 2270 号に基づき、資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者として新たに 12 団体・16 個人が追加指定されたことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を講じることとする。

（1）措置の内容

外務省告示「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者を指定する件の一部を改正する件」（3 月 11 日公布）により指定される者に対し、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号。以下、「外為法」という。）に基づく以下の措置を 3 月 11 日から実施する。

① 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払を許可制とする。

② 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

（2）対象者

別添 1 参照

2. 貴金属の輸出入の禁止

我が国から北朝鮮を仕向地とする貴金属（注）の輸出については、外為法に基づき許可制としてきたが、今般、決議第 2270 号の採択を受けて、北朝鮮を原産地又は船積地域とする貴金属の輸入についても、財務大臣による許可制とすることとする。

また、貴金属の輸出入に関して、当該輸出入が北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動として外務大臣が定めるもの（別添 2）に寄与するために行われるものである場合には、当該輸出入を財務大臣による許可制とすることとする。

（注）貴金属とは、金の地金、金の合金の地金、流通していない金貨その他金を主たる材料とする物をいう（外為法第 6 条第 1 項第 10 号）。

3. 支店設置等の禁止等

我が国は、決議第 2094 号に基づき講じた措置を踏まえつつ、今般、決議第 2270 号が採択されたことを受け、改めて以下の措置を講じることとする。

(1) 支店設置等の禁止

北朝鮮の金融機関による本邦での支店の設置等及び合弁企業の設立等のための銀行免許申請等があった場合、並びに本邦の金融機関による北朝鮮での支店の設置等のための認可申請等があった場合には、銀行法等に基づき、これを認めないこととする。

(2) 持分譲渡等の禁止

本邦の金融機関及び本邦に所在する外国金融機関に対し、北朝鮮の金融機関への持分の譲渡等を差し控えるよう、要請する。

(3) コルレス関係等の禁止

本邦の金融機関及び本邦に所在する外国金融機関に対し、北朝鮮の金融機関とのコルレス関係の確立又は維持及び北朝鮮での銀行口座の開設又は保有を差し控えるよう、要請する。

4. 本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務等の履行の徹底

金融機関に対して、今般の措置を踏まえ、引き続き外為法に基づく本人確認義務等並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）に基づく取引時確認義務等及び疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう要請する。

連絡・問い合わせ先

外務省アジア大洋州局北東アジア課

TEL 03-5501-8000 内線 2414

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5289

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

金融庁監督局総務課国際監督室

TEL 03-3506-6000 内線 3489

警察庁刑事局組織犯罪対策部犯罪収益移転防止対策室

TEL 03-3581-0141 内線 4911

(別添 1)

○追加される北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者

「 1. 団体」

(2 1) アカデミー・オブ・ナショナル・ディフェンス・サイエンス

(別称：国防科学院)

ACADEMY OF NATIONAL DEFENSE SCIENCE

所在地：北朝鮮平壤特別市

(2 2) チョンチョンガン・ SHIPPING・カンパニー

(別称：チョン・チョン・ガン・ SHIPPING・カンパニー・リミテッド)

CHONGCHONGANG SHIPPING COMPANY

(a. k. a. Chong Chon Gang Shipping Co. Ltd.)

所在地：北朝鮮平壤特別市中区東興洞ヘウン 8 1 7

IMO 番号：5342883

(2 3) デドン・クレジット・バンク

(別称：ディー・シー・ビー；デドン・クレジット・バンク)

DAEDONG CREDIT BANK

(a. k. a. DCB ; Taedong Credit Bank)

所在地：北朝鮮平壤特別市平川区鞍山洞普通江ホテルスイート 4 0 1

；北朝鮮平壤特別市平川区鞍山洞普通江ホテル

SWIFT：DCBK KKP Y

(2 4) ヘソン・トレーディング・カンパニー

HESONG TRADING COMPANY

所在地：北朝鮮平壤特別市

(2 5) コリア・クワンソン・バンキング・コーポレーション

(別称：ケー・ケー・ビー・シー)

KOREA KWANGSON BANKING CORPORATION

(a. k. a. KKBC)

所在地：北朝鮮平壤特別市中区中城洞勝利通り

(26) コリア・クワンソン・トレーディング・コーポレーション

KOREA KWANGSONG TRADING CORPORATION

所在地：北朝鮮平壤特別市普通江区楽園洞

(27) ミニストリー・オブ・アトミック・エナジー・インダストリー

(別称：原子力工業省；エム・エー・イー・アイ)

MINISTRY OF ATOMIC ENERGY INDUSTRY

(a. k. a. MAEI)

所在地：北朝鮮平壤特別区平川区ヘウン2洞

(28) ミュニシヨonz・インダストリー・デパートメント

(別称：軍需工業部；ミリタリー・サプライズ・インダストリー・デパートメント)

MUNITIONS INDUSTRY DEPARTMENT

(a. k. a. Military Supplies Industry Department)

所在地：北朝鮮平壤特別市

(29) ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション

(別称：国家宇宙開発局；エヌ・エー・ディー・エー)

NATIONAL AEROSPACE DEVELOPMENT ADMINISTRATION

(a. k. a. NADA)

所在地：北朝鮮

(30) オフィス39

(別称：朝鮮労働党39号室；オフィス#39；オフィスNo. 39；ビューロー39；セントラル・コミッティー・ビューロー39；サード・フロアー；ディヴィジョン39)

OFFICE 39

(a. k. a. Office #39; Office No. 39; Bureau 39; Central Committee Bureau 39; Third Floor; Division 39)

所在地：北朝鮮

(31) レコネッサンス・ジェネラル・ビューロー

(別称：偵察総局；チョンチャル・チョングック；ケー・ピー・エー・ユニット586；アール・ジー・ビー)

RECONNAISSANCE GENERAL BUREAU

(a.k.a. Chongch'al Ch'ongguk; KPA Unit 586; RGB)

所在地：北朝鮮平壤特別市兄弟山区域

；北朝鮮平壤特別市綾羅島

(32) セCOND・エコノミック・コミッティー

(別称：第2経済委員会)

SECOND ECONOMIC COMMITTEE

所在地：北朝鮮江東

「2. 個人」

(13) チェ・チュンシク

(別名：チョ・チュンシク)

CHOE CHUN-SIK

(a.k.a. Choe Chun Sik; Ch'oe Ch' un Sik)

役職：セCOND・アカデミー・オブ・ナチュラル・サイエンシーズ元局長

Former Director of the Second Academy of Natural Sciences (SANS)

生年月日：1954年10月12日

国籍：北朝鮮

(14) チェ・ソンイル

CHOE SONG IL

役職：タンチョン・コマーシャル・バンクのベトナムにおける代表者

Tanchon Commercial Bank Representative in Vietnam

旅券番号：472320665、旅券失効日：2017年9月26日

旅券番号：563120356

国籍：北朝鮮

(15) ヒョン・クァンイル

(別名：ヒョン・グァンイル)

HYON KWANG IL

(a.k.a. Hyon Gwang Il)

役職：ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション科学開発局長

Department Director for Scientific Development at the National

Aerospace Development Administration

生年月日：1961 年 5 月 27 日

国籍：北朝鮮

(16) チャン・ボムス

(別名：チャン・ポムス)

JANG BOM SU

(a. k. a Jang Pom Su)

役職：タンチョン・コマーシャル・バンクのシリアにおける代表者

Tanchon Commercial Bank Representative in Syria

生年月日：1957 年 4 月 15 日

国籍：北朝鮮

(17) チャン・ヨンソン

JANG YONG SON

役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション (KOMID) のイランにおける代表者

Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Iran

生年月日：1957 年 2 月 20 日

国籍：北朝鮮

(18) チョン・ミョングク

(別名：チョン・ミョングク)

JON MYONG GUK

(a. k. a. Cho' n Myo' ng-kuk)

役職：タンチョン・コマーシャル・バンクのシリアにおける代表者

Tanchon Commercial Bank Representative in Syria

旅券番号：4721202031、旅券失効日：2017 年 2 月 21 日

生年月日：1976 年 10 月 18 日

国籍：北朝鮮

(19) カン・ムンキル

(別名：チャン・ウェンジ)

KANG MUN KIL

(a. k. a. Jiang Wen-ji)

役職：ナムチョンガン（別称：ナムハン）の代表者
Representative of Namchongang (a. k. a. Namhung)
旅券番号：PS 472330208、旅券失効日：2017 年 7 月 4 日
国籍：北朝鮮

（２０）カン・リョン

KANG RYONG
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポ
レーション（KOMID）のシリアにおける代表者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative
in Syria
生年月日：1969 年 8 月 21 日
国籍：北朝鮮

（２１）キム・ジュンジョン

（別名：キム・チュンチョン）
KIM JUNG JONG
(a. k. a. Kim Chung Chong)
役職：タンチョン・コマーシャル・バンクのベトナムにおける代表者
Tanchon Commercial Bank Representative in Vietnam
旅券番号：199421147、旅券失効日：2014 年 12 月 29 日
旅券番号：381110042、旅券失効日：2016 年 1 月 25 日
旅券番号：563210184、旅券失効日：2018 年 6 月 18 日
生年月日：1966 年 11 月 7 日
国籍：北朝鮮

（２２）キム・ギユ

KIM KYU
役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポ
レーション（KOMID）の渉外担当者
Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) External Affairs
Officer
生年月日：1968 年 7 月 30 日
国籍：北朝鮮

(23) キム・トンミョン

(別名：キム・チンソク；キム・ジンソク；キム・ヒョク Chol)

KIM TONG MY' ONG

(a. k. a. Kim Chin-So' k ; Kim Tong-Myong ; Kim Jin-Sok ; Kim Hyok-Chol)

役職：タンチョン・コマーシャル・バンクの頭取

President of Tanchon Commercial Bank

生年月日：1964 年

国籍：北朝鮮

(24) キム・ヨン Chol

KIM YONG CHOL

役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション (KOMID) のイランにおける代表者

Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Iran

生年月日：1962 年 2 月 18 日

国籍：北朝鮮

(25) コ・テフン

(別名：キム・ミョンギ)

KO TAE HUN

(a. k. a. Kim Myong Gi)

役職：タンチョン・コマーシャル・バンクの代表者

Tanchon Commercial Bank Representative

旅券番号：563120630、旅券失効日：2018 年 3 月 20 日

生年月日：1972 年 5 月 25 日

国籍：北朝鮮

(26) リ・マンゴン

RI MAN GON

役職：ミュニシヨonz・インダストリー・デパートメント部長

Minister of the Munitions Industry Department

旅券番号：P0381230469、旅券失効日：2016 年 4 月 6 日

生年月日：1945 年 10 月 29 日

国籍：北朝鮮

(2 7) リュ・ジン

RYU JIN

役職：コリア・マイニング・デベロップメント・トレーディング・コーポレーション (KOMID) のシリアにおける代表者

Korea Mining Development Trading Corporation (KOMID) Representative in Syria

旅券番号：563410081

生年月日：1965 年 8 月 7 日

国籍：北朝鮮

(2 8) ユ・チョルウ

YU CHOL U

役職：ナショナル・エアロスペース・デベロップメント・アドミニストレーション長官

Director of the National Aerospace Development Administration

国籍：北朝鮮

(別添2)

○北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る活動

- 一 別表第一号から第五号までに掲げる貨物の供給、売買、交換、貸借、移動、保管、設計、製造又は使用であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの
- 二 別表第六号及び第七号に掲げる技術の供給、売買、交換、移転又は使用であつて、北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得るもの

別表

- 一 輸出入貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二から四までの項の中欄に掲げる貨物
- 二 ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置
- 三 電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆弾表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置
- 四 ニトロアミン類、トリアミノトリニトロベンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が一立方センチメートル当たり一・八グラム以上であつて、爆速が一秒につき八、〇〇〇メートルを超えるものに限る。）
- 五 次のいずれかのもの（第一号に掲げるものを除く。）
 - イ N・N―ジメチルアミノエタノール及びN・N―ジエチルアミノエタノール
 - ロ 熱交換器又は凝縮器であつて、伝熱面積が〇・一五平方メートル以下のもののうち、内容物と接触す

るすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

- (1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金
- (2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) タンタル又はタンタル合金

(6) チタン又はチタン合金

(7) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(8) ニオブ又はニオブ合金

ハ 弁であつて、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) 黒鉛又はカーボングラファイト

(6) タンタル又はタンタル合金

(7) チタン又はチタン合金

(8) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9) ニオブ又はニオブ合金

ニ 最高規定吐出し量が一時間につき〇・六立方メートルを超えるポンプ又は真空ポンプであつて最高規定吐出し量が一時間につき五立方メートルを超えるもののうち、内容物と接触するすべての部分が次のいずれかに該当する材料で構成され、裏打ちされ、又は被覆されたもの

(1) ニッケル又はニッケルの含有量が全重量の四〇パーセントを超える合金

(2) ニッケルの含有量が全重量の二五パーセントを超え、かつ、クロムの含有量が全重量の二〇パーセントを超える合金

(3) ふっ素樹脂

(4) ガラス

(5) 黒鉛又はカーボングラファイト

(6) タンタル又はタンタル合金

(7) チタン又はチタン合金

(8) ジルコニウム又はジルコニウム合金

(9) セラミック

(10) フェロシリコン

(11) ニオブ又はニオブ合金

ホ 輸出入貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号。以下「省令」という。）第二条の二第一号に掲げるウイルスのワクチン及び第二号に掲げる細菌のワクチン

ヘ トリインフルエンザウイルス

ト イプシロン毒素を産生するウェルシュ菌の株であつて、食品の試験及び品質管理のために陽性の培養に利用され、かつ、移送されたもの

チ 物理的封じ込めのレベルがP三又はP四である施設に使用することができるクリーン・ルーム及び内

蔵型の高性能粒子捕捉器フィルター装置

リ 容量が二〇リットル未満の発酵槽であつて、まとめて注文され又は複合システムで使用するように設計されたもの

ヌ クロスフローろ過用の装置のうち、有効ろ過面積の合計が一平方メートル以上であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

ル 完全又は部分的な換気を有する防護服

ヲ 生物剤を散布するために設計又は改造した噴霧器

ワ 粒径が一〇ミクロン以下の微生物及び毒素をマイクロカプセル化する装置

カ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものであつて次のいずれかのもの

(1) 固体ロケット用のモータケース

(2) 固体ロケット用のモータケースのノズル

ヨ ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用するように設計したターボプロップエンジンであつて、海面上における標準待機状態での最大推力が一〇キロワット以上のものの又はその部分品

タ カ又はヨの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置又はこれらの部分品
レ 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 四・五ジアジドメチルニメチル一・二・三トリアゾール

(2) メチルニトラトエチルニトラミン

(3) エチルニトラトエチルニトラミン

(4) ブチルニトラトエチルニトラミン

(5) ニ・ニジニトロプロピルアセタール

(6) 二・ニジニトロプロピルホルマール

ソ 次のいずれかに該当する推進薬又はその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

(1) 四・五ジアジドメチルニメチル一・二・三トリアゾール

(2) メチルニトラトエチルニトラミン

(3) エチルニトラトエチルニトラミン

(4) ブチルニトラトエチルニトラミン

(5) 二・ニジニトロプロピルアセタール

(6) 二・ニジニトロプロピルホルマール

(7) ヒドラジンニトロホルメート

(8) ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン

ツ 複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であつて、省令第三条第十一号のイからホのいずれかに該当するもの（ファイバープレイスメント装置を含む）又はこれらの部分品若しくは附属品

ネ 比強度が七六、二〇〇メートルを超え、かつ、比弾性率が三、一八〇、〇〇〇メートルを超える繊維で補強した有機物若しくは金属をマトリックスとするものからなる複合材料（プリプレグであつて、ガラス転移点が一四五度以下のものを除く。）又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は省令第三条第二号に該当する貨物に使用するように設計したものに限る。）

ナ ロケット用に設計した炭素及び炭素繊維を用いた複合材料又はその成型品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）

ラ 振動試験装置又はその部分品（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ム 燃焼試験装置であつて、推力が六八キロニュートンを超える固体ロケット、液体ロケット若しくはロケット推進装置を試験することができるもの又は同時に三軸方向の推力成分を測定することができるもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

ウ 飛行の状態をシミュレートすることができる環境試験装置であつて、省令第三条第二十五号二（一）及び二（二）に該当するもの（ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は同条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

エ 電子加速器であつて、二メガエレクトロンボルト以上のエネルギーを有する加速された電子からの制動放射によつて電磁波を放射することができるもの又はこれを用いた装置（医療用に設計したものを除き、ペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機又は省令第三条第二号に該当する貨物の開発又は試験に用いることができるものに限る。）

六 外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の二から四までの項の中欄に掲げる技術
七 第二号から第五号までに掲げる貨物に係る技術